【概 要】

			平成15年12月改正前	平成15年12月改正後
	ETCを利用しな い場合			市町村福祉事務所等で手帳に登録を希望される 自動車のナンバー及び <u>割引有効期限</u> 等の記載を受 ける。
手続方法	ETCを利用する場合	出入ともに 無線走行 へ の み 無 の み た 行	ETCを利用しない場合と同様	上記の手帳への記載に併せて、ETC利用申請を 行い、「ETC利用対象者証明書」の発行を受ける。 (ETCカードは対象障がい者本人名義のものに限る。 ただし、対象障がい者が未成年の重度障がい者で、 本人以外の者の運転による割引の適用を受け、か つ本人の運転による割引の適用を受けない場合に ついては特例として、親権者又は後見人名義も対 象となる。) 発行された証明書を、有料道路事業者設置の窓口へ郵送し、ETC利用登録を行う。 窓口では登録が終了後、無線走行での割引開始 日を申請者あて郵送で通知する。 ETCを利用しない場合と同様 無線走行による割引が適用されな いことから、特に手続が必要なし
通行方法	ETCを利用しな い場合		料金所で、係員から手帳の記載事項等(本人の写真、自動車のナンバー等)の確認を受け、 <u>予め必要事項を記入した割引証を手渡し</u> 、割引を受ける。	料金所で、係員から手帳の記載事項等(本人の写真、自動車のナンバー、割引有効期限等)の確認を受け、割引を受ける。
	ETCを利用する場合	出入ともに 無線走行		事前にETC利用登録された車載器及びETCカードで 無線走行すれば割引を受けることが可能。
		入口のみ 無線走行	ら手帳の記載事項等(本人の写真、自動車の ナンバー等)の確認を受け、 <u>予め必要事項を記</u>	通行券を発券する入口料金所のみ無線走行が可能。 出口料金所(均一区間では料金をお支払いいただ〈料金所)では、有人レーンで、係員から手帳の記載事項等(本人の写真、自動車のナンバー、割引有効期限等)の確認を受け、割引を受ける。